県税の課税免除等の特例に関する条例(平成29年3月31日)

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 知事は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定 による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平 成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は 不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42 号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する対象施設(以下「特定民間観光関連 施設」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従 い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 特定民間観光関連施設を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各 年又は当該施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以 内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額とな るものをいう。)のうち当該特定民間観光関連施設に係るものとして規則で定めるとこ ろにより計算した額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 特定民間観光関連施設である家屋及びその敷地である土地の取 得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日か ら起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に おける当該土地の取得に限る。) に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち特定民間観光関連施設であるもの(提出日以 後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日 が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度 において課するもの

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 知事は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定によ る情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月 31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報 通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施 行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政 令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万 円を超えるもの(以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。)又は機械及び装置並びに器 具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した者に 対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税 を免除するものとする。

- (1)事業税 情報通信産業振興地域対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の 各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終 了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)の うち当該情報通信産業振興地域対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した 額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 情報通信産業振興地域対象設備である家屋及びその敷地である土地の取 得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の 取得に限る。) に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備であるもの(提出日以後にお いて取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である 場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの
 - 情報通信産業振興地域対象設備
 - 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(参考) 那覇市 固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例 (平成26年7月1日)

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定に よる観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29 年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一 課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第 2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した 者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設 である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地につ いては、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は 構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税 は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報 通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日ま での間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋 及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後にお いて取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当 該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限 る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税 を免除する。

- (1)沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用 事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40 年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13 条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの
- (2)機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価格の合計額が100万円を超えるもの

地方税法 附則(平成29年3月31日)

(事業所税の課税標準の特例)

第三十三条 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計 画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域におい て設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設(政会で定めるものに 限る。)に係る事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。 以下この条において同じ。)のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにお いて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積 の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設 に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分 まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所 等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連 施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において同じ。)から当該特定民間観光関連施設に係る事業所床 面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条 の四十一第三項の規定を準用する。

2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において 定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置され る同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用 事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係る事業所等のうち平成三十一年三月三 十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準 となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に 係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該 事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する 日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十 四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面 積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一 第三項の規定を準用する。

地方税法施行令 附則(平成29年3月31日)

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 法附則第三十三条第一項に規定する特定民間観光関連施設で政令で定め るものは、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第八条第一項に規定する特定民間観 光関連施設で総務省令で定めるもの(以下この項において「対象施設」という。)の用に供する家屋 又は構築物(当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿 舎その他その利用について対価 ♥ は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定め るものを除く。第一号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

- 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号及び第二 号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)の取得価額の 合計額が一億円を超えるものであること。
- 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋 の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下この号におい て「共用部分の床面積」という。)を除く。)のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積(共 用部分の床面積を除く。)の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る 構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価 償却資産(所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げる ものに限る。以下この号において同じ。)の取得価額の合計額のうちに当該対象施設に含ま れる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のも のであること。
- 2 法附則第三十三条第二項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設と する。
 - 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万 円以上であること。
 - 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 知事は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による 産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31 日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画 に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭 和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受 ける設備であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品 で、これらの取得価額の合計額が500万円(固定資産税については、100万円)を超えるものを新設し、又 は増設した青色申告者(沖振法第35条の3第4項の規定による認定を受けた者に限る。)に対しては、次の 各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 次に掲げるいずれかの設備(以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用 設備」という。)を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日 の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額 (事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該次に掲げるいずれかの設備(以下「認定産業高度 化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。)に係るものとして規則で定めるところにより計 算した額に対して課するもの
 - 租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受 ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
 - 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるもの
- (2)不動産取得税 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備である家屋及びその敷 地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取 得に限る。)に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備(倉庫業の用に供するものを除く。)で あるもの(提出日以後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日 が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5筒年度において課するもの 第1号アに掲げるもの
 - イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 知事は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項 の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」とい う。)から平成31年3月31日までの期間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措 置法第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける 設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下「国際物流拠点産業 集積地域特別償却適用設備」という。)又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額 が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者に対しては、次の各号に掲げ る税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとす

- (1)事業税 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備を事業の用に供した日の属 する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初 日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税 の課税標準額となるものをいう。)のうち当該国際物流拠点産業集積地域特別償却適 用設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備である家屋及びその 敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手 があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備(倉庫業の用に供す るものを除く。)であるもの(提出日以後において取得したものに限る。)に対して、その取 得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月 1日の属する年度以降5箇年度において課するもの
 - 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備
 - 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4 項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出 日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は 増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものにつ いて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家 屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が あった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることと なった年度以後5年度分について、課税を免除する。

- (1)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45 条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が 1,000万円を超えるもの
- (2)機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域において、沖振法第41条第5項の規定に よる国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平 成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者につい て、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋 の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その 取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手が あった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることと なった年度以後5年度分について、課税を免除する。

- (1)租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の 規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
- (2)機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの
- 3 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新 促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事 業革新促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第 十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設(政令で定めるものに 限る。)に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにおいて 行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算 定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設さ れた日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の 事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属 する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十 四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業 所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百 一条の四十一第三項の規定を準用する。
- 4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計 画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集 積地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供 する施設(政会で定めるものに限る。)に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十一日 までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準 となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該 施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年 度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された 日から五年を経過する日の屋する年分までに限り 当該施設に係る事業所等に係る事業所 床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同 じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとす る。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。
- 3 法附則第三十三条第三項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす 施設とする。
 - 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額 が千万円以上であること。
 - 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であ ること。
- 4 法附則第三十三条第四項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす 施設とする。
 - 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額 が千万円以上であること。
 - 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であ ること。

県税の課税免除等の特例に関する条例(平成29年3月31日)

(経済金融活性化特別地区における課税免除)

第7条 知事は、経済金融活性化特別地区の区域内において、経済金融活性化特別地区の 指定の日(以下この条において「指定日」という。)から平成31年3月31日までの間に、沖振法第 55条の2第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業に係る事業の用に供する一の設 備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は 法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が 1,000万円を超えるもの(以下「経済金融活性化特別地区対象設備」という。)又は機械及び 装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又 は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるも のについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 経済金融活性化特別地区対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年 の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内 に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものを いう。)のうち当該経済金融活性化特別地区対象設備に係るものとして規則で定めるところ により計算した額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 経済金融活性化特別地区対象設備である家屋及びその敷地である土地 の取得(指定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から 起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当 該土地の取得に限る。)に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備であるもの(指定日以後に おいて取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日で ある場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの 経済金融活性化特別地区対象設備
 - 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超える

(離島の地域における課税免除)

第8条 知事は、離島の地域内において、離島として定められた日から平成31 年3月31日までの間に、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。)の用に供するホ テル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設備が旅館業法第3条 第2項に規定する基準を満たすものに限る。) 及びその附属設備であって、取得 価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下「離島地域対象設備」という。) を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、そ れぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1) 事業税 離島地域対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇 年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起 算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税 の課税標準額となるものをいう。)のうち当該離島地域対象設備に係るものとし て規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2) 不動産取得税 離島地域対象設備である家屋及びその敷地である土地 の取得(離島として定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得について は、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家 屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課す

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成29年3月31日)

(法第九条に規定する総務省令で定める場合)

第一条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第九条に規定する総務省令で定める場合 は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 事業税 法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条 において「提出日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、次項に規定する 施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条に おいて「対象施設設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に供し た日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖 縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象施設に係る ものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすること としている場合
- 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及びその敷地であ 不動産取得税 る土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の 翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合 における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は 不均一課税をすることとしている場合
- 固定資産税 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並び に当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地(提出日以後において取 得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当 該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地 に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとして いる場合
- 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるものとする。
- 対象施設の要件
- 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設の用に供する部分に限る ものとし、事務所、宿舎又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物 品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのあ る施設に係るものを除く。)を構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和四十年政 令第九十六号)第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令(昭和四十年政令第 九十七号)第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が 千万円を超えるものであること。
- 会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有 する者が存する施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項 に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設以外のものであること。

対象施設

- スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設
- (1) 庭球場
- 水泳場 (2)
- (3)スケート場
- トレーニングセンター(主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健 (4) 康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)
- (5)ゴルフ場
- 遊園地(メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯施設を設け、主として当該設備に (6)より客に遊戯をさせる施設をいう。)
- 野営場(野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施 設で、管理施設、炊事施設、汚水処理施設、便所その他利便施設を備えたものをい
- (8) 野外アスレチック場(専らスポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ 等で組み立てられた構築物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施 設で、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。)
- マリーナ(スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船 舶を係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する港湾法(昭和二十五年法 律第二百十八号)第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の こ又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設(陸上船舶保管施設、係留施設 その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同項第

- 四号に掲げる施設にあっては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設 にあっては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設に あっては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。)により構成される施設をいう。)
- (10) ダイビング施設(海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設 で、器材展示販売室及び講習室(実習用プールを含む。)を備えたものをいう。)
- (11) ボーリング場
- ロ 教養文化施設 次に定める施設
- 劇場(観客を収容し、劇、音楽、映画等を鑑賞させる施設をいう。)
- 博物館(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含 む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。)
- (3)美術館
- (4)動物園
- (5)植物園
- (6) 水族館
- (7)文化紹介体験施設
- 休養施設 次に定める施設
- 展望施設(高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施 (1)
- 温泉保養施設(温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温 泉浴場、健康相談室(医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下こ の号において同じ。) 及び休憩室を備えたものをいう。)
- 海洋療法施設(海水、海藻、海泥その他の海洋資源若しくは海洋性気候その他の海 洋環境の有する医学的な治療効果、健康増進効果、美容・痩身効果等を利用した病 気の治療、保養、健康増進等又はこれらに関する人材の育成若しくは研究開発を行う ための施設で、浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、トレーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。以下この号におい て同じ。)、診療施設、研修施設又は研究施設を備えたものをいう。)
- 国際健康管理・増進施設(病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ること を目的とする施設(通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄 特例通訳案内十その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であっ て、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されている ものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持 久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニ ングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。)
- 集会施設 次に定める施設
- 会議場施設 (1)
- 研修施設 (2)
- 展示施設 (3)
- 販売施設 法第八条第一項の規定により沖縄県知事が指定する販売施設のうち、沖 縄振興特別措置法施行令(平成十四年政令第百二号)第七条第一号に規定する小 売施設及び飲食施設

(法第三十二条に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分 に応じ、当該各号に定める場合とする。

事業税 法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下 この条において「提出日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第三条第六 号に規定する情報通信産業(以下「情報通信産業」という。)又は同条第八号に規定する情報 通信技術利用事業(以下「情報通信技術利用事業」という。)の用に供する一の設備であって、 これを構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法 施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円 を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条 において「対象設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した 日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県 において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該対象設備に係るものとして 計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地であ る土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日 から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における 当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税を することとしている場合
- 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの 設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋 又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、か つ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該 家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。) に対して課する固定 資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

対象設備 1

機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超える **‡**かの

(法第三十七条に規定する総務省令で定める場合)

法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分 に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の 日(以下この条において「提出日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲 げるいずれかの設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者 (以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、沖縄県が、当該設備を事業 の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入 金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るも のとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとして いる場合
 - 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第二号若 しくは第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額 の合計類が千万円を招えるもの
 - 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超え るもの
- 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びそ の敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得 の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場 合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不 均一課税をすることとしている場合
- 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの 設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家 屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限 り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする 当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税 について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

第一号イに掲げるもの

機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超える П もの

(法第四十九条に規定する総務省令で定める場合)

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分 に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日 (以下この条において「提出日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別 措置法第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用 を受ける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下この条において「特別 償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」と いう。)について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の 各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準 額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税につい て課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
- 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びそ の敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得 の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場 合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不 均一課税をすることとしている場合
- 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの 設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家 屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限 り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする 当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税 について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

特別僧却設備

機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

(法第五十八条に規定する総務省令で定める場合)

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分 に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日(以 下この条において「指定日」という。)から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第五十五 条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業(以下「特定経済金融活性化産 業」という。)の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令 第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げる ものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)について、沖 縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事 業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものを いう。)のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免 除又は不均一課税をすることとしている場合
- 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地であ

る土地の取得(指定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日 から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における 当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税を することとしている場合

固定資産税 指定日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの 設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋 の敷地である土地(指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得 の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場 合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税 をすることとしている場合

イ 対象設備

ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超える もの

(法第九十四条に規定する総務省令で定める場合)

第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分 に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 事業税 次のイ又は口に掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとし ている場合
- イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成三十一年三月三十一日 までの間に、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条に規定するホテル営 業、旅館営業及び簡易宿所営業(これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の 適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する 事業を除く。)の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物(その構造及び設 備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。) 及びその付属設備 であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの(以下この条において「対象設備」と いう。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「対象設備設置者」という。)につ いて、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の 各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(沖縄県において課する事業税の課税 標準額となるものをいう。)のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事 業税
- ロ 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の 三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、法第三条第三号の規定によ り離島として定められた日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する **事業税**
- 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地であ る土地の取得(法第三条第三号の規定により離島として定められた日以後の取得に限り、か つ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とす る当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不 動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
- 三 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷 地である土地(法第三条第三号の規定により離島として定められた日以後において取得したも のに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷 地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定 資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

(第一条第一項第一号の当該対象施設に係る所得金額等の計算方法等)

第七条 第一条第一項第一号の当該対象施設に係るものとして計算した額、第二条第一号 の当該対象設備に係るものとして計算した額、第三条第一項第一号の当該設備に係るものと して計算した額、第四条第一号の当該設備に係るものとして計算した額、第五条第一号の当 該対象設備に係るものとして計算した額及び前条第一号の当該対象設備に係るものとして計 算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額 とする。

その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二 条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下この項にお いて同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又 は収入金額(電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。)×(当該新設し、又は増設した施 設又は設備に係る固定資産の価額のうち第1条第2項の対象施設、第3条第1号及び第4条 第1号の特別償却設備並びに情報通信産業用、情報通信技術利用事業用、特定経済金融 活性化産業用及び旅館業用の設備(以下この条において「対象施設等」という。)に係る固定 資産の価額/当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は 事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該 固定資産の価額のうち対象施設等に係る固定資産の価額))+沖縄県において当該法人に 課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る収入金額のうち電気供給業に係る 収入金額×(当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち電気供給 業用の設備に係る固定資産の価額/当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県 内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資 産の価額)

前号以外の場合

沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は 当該事業年に係る所得又は収入金額(電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。)×(当 該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数/当該施設又は 設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の従業者の数)+沖縄 県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該 事業年に係る収入金額のうち電気供給業に係る収入金額×(当該新設し、又は増設した施設 又は設備に係る固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額/当該 施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産 の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額)

- 2 鉄道事業又は軌道事業(以下この条において「鉄軌道事業」という。)とこれらの事業以外 の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項 の規定を適用する。
- 3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る 部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条 の四十八第四項から第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五十四第二 項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。